

港湾の津波対策を行いたい

No.39

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成26年度

支援の名称	港湾における津波避難対策の実施 (特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務(港湾)】)
制度の趣旨・背景	港湾で働く労働者等が津波等の災害から安全に避難・退避できるよう、港湾の特殊性を考慮した津波避難対策の策定や、津波避難施設の整備を促進します。
制度の内容	<p>港湾労働者等の津波等からの避難場所を確保するため、(一財)民間都市開発推進機構から避難機能を備えた物流施設等を整備する民間事業者への貸付を行います。</p> <p>■限度額 「総事業費の50%」又は「共同利用部分の整備費※」のいずれか少ない額を上限とします。 ※緑地・広場、廊下・階段・昇降機・トイレ、非常用電源施設・退避経路 等</p> <p>■対象施設 事業地が港湾区域又は臨港地区の区域内であり、緑地・広場等の公共施設の整備を伴う旅客ターミナル、倉庫、業務ビル、宿泊施設等の港湾施設。</p> <p>■支援要件 以下の支援要件をすべて満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地又は広場の整備を伴うもの ・事業区域面積：500m²以上 延床面積：2,000m²以上 ・津波等からの一時的な避難が可能であること。 ・防災施設(備蓄倉庫、非常用電源設備、退避施設等)を伴うもの。
対象となる方	第三セクター、一般／公益財団法人を含む民間事業者
問い合わせ先など	<p>国土交通省 港湾局 産業港湾課 TEL：03-5253-8111 (内線 46-435)</p> <p>国土交通省 港湾局 海岸・防災課 TEL：03-5253-8111 (内線 46-733)</p> <p>■関連 URL ・特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務(港湾)】 http://www.mlit.go.jp/common/001143061.pdf</p>